



道路交通法（自転車関連規定、抜粋）

違反行為	具体例	条文	罰則
一時停止違反	「止まれ」の標識で止まらない	第43条	3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金（過失は10万円以下の罰金）
自転車横断帯による交差点通行違反	自転車横断帯を通行しない	第63条の7第1項	2万円以下の罰金又は科料
夜間の無灯火	夜間走行時にライトをつけない	第52条第1項	5万円以下の罰金（過失同じ）
整備不良	ブレーキ等が不良である	第63条の9第1項	5万円以下の罰金（過失同じ）
歩行者通行妨害	歩道で歩行者の通行を妨げる	第63条の7第1項	2万円以下の罰金又は科料
ハンドル不操作	携帯電話を使いながら片手で運転する	第70条	3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金（過失は10万円以下の罰金）
二人乗り	自転車に二人で乗る	第57条第2項	2万円以下の罰金又は科料
左側通行違反	道路の右側を走る	第17条第4項	3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金